

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年2月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第5号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(更正(決定)通知書の交付)</p> <p>第8条 知事又は県税事務所等の長は、申告納付又は申告納入に係る県税及び<u>地方法人特別税</u>について更正又は決定をしたときは、第38号様式による更正(決定)通知書を当該納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(更正(決定)通知書の交付)</p> <p>第8条 知事又は県税事務所等の長は、申告納付又は申告納入に係る県税について更正又は決定をしたときは、第38号様式による更正(決定)通知書を当該納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。</p> <p>2 略</p>

第3号様式（その1）（第3条、第14条の2関係）

納付（入）すべき額		県税等還付（充当）通知書 支払案内書番号 還付区分 次のおり過額納等となった金額を還付します（充当しました）ので通知します。			
年度	期別（事業年度始期）	申告区分	徴収番号（登録番号）		
税 目 等		金 額（円）			
還 付		納 付（入） 額 （法人県民税利子割還付額）（円）	差引金額（円）	還付金発生事由	
付 金		還 加 算 付 金	起 算 日	日 数	金 額（円）
		合 計（ア）			
年度	期別（事業年度始期）	申告区分	徴収番号（登録番号）	充当先事務所	
税 目		本・延・加別	充当年月日	金 額（円）	
		計（イ）			
		差 引 還 付 額（ア） - （イ）			

様
年 月 日
香川 県 知 事
（香川 県 県 税 務 所 長
香川 県 小 豆 総 合 事 務 所 長）

上（未徴収金）に充当
（記のう）に充当

香川 県 知 事
（香川 県 県 税 務 所 長
香川 県 小 豆 総 合 事 務 所 長）

・「充当」には、地方税法特別税等に関する暫定措置法第16条第2項又は第3項の規定による委託納付を含みます。

備考 連結法人の法人税割にあつては、「事業年度始期」とあるのは、「連結事業年度始期」とする。

第3号様式（その1）（第3条、第14条の2関係）

納付（入）すべき額		県税還付（充当）通知書 支払案内書番号 還付区分 次のおり過額納等となった金額を還付します（充当しました）ので通知します。			
年度	期別（事業年度始期）	申告区分	徴収番号（登録番号）		
税 目 等		金 額（円）			
還 付		納 付（入） 額 （法人県民税利子割還付額）（円）	差引金額（円）	還付金発生事由	
付 金		還 加 算 付 金	起 算 日	日 数	金 額（円）
		合 計（ア）			
年度	期別（事業年度始期）	申告区分	徴収番号（登録番号）	充当先事務所	
税 目		本・延・加別	充当年月日	金 額（円）	
		計（イ）			
		差 引 還 付 額（ア） - （イ）			

様
年 月 日
香川 県 知 事
（香川 県 県 税 務 所 長
香川 県 小 豆 総 合 事 務 所 長）

上（未徴収金）に充当
（記のう）に充当

香川 県 知 事
（香川 県 県 税 務 所 長
香川 県 小 豆 総 合 事 務 所 長）

備考 連結法人の法人税割にあつては、「事業年度始期」とあるのは、「連結事業年度始期」とする。

第3号様式(その2) (第3条、第14条の2関係)

県税等還付(充当)通知書

住所	支払案内書番号
氏名又は名称	様
還付区分	

次のおり過誤納等となった金額を還付します(充当しました)ので通知します。

年 月 日

香川県知事 印
(香川県 県税事務所長)
(香川県小豆総合事務所長)

還 付 金							還付加算金	
納付(入)すべき額			納付(入)額		還付金	起算日	日数	
年度期別(事業年度始期)	税目等	金額(円)	税利割還付金(円)	差引金額(円)	発生事由	金額(円)	金額(円)	
申告区分	徴収番号(登録番号)							
計								
還付加算金								
合 計 (ア)								
上記のうち充当(未納徴収金に充当)科目及び金額								
年度	期別(事業年度始期)	申告区分	徴収番号(登録番号)	税目	本・延・加別	金額(円)	充当先事務所	充当年月日
計 (イ)								
差引還付額 (ア) - (イ)								

・「充当」には、地方人特別税等に関する暫定措置法第16条第2項又は第3項の規定による委託納付を含みます。

備考 連結法人の法人税割にあっては、「事業年度始期」とあるのは、「連結事業年度始期」とする。

第3号様式(その2) (第3条、第14条の2関係)

県税還付(充当)通知書

住所	支払案内書番号
氏名又は名称	様
還付区分	

次のおり過誤納等となった金額を還付します(充当しました)ので通知します。

年 月 日

香川県知事 印
(香川県 県税事務所長)
(香川県小豆総合事務所長)

還 付 金							還付加算金	
納付(入)すべき額			納付(入)額		還付金	起算日	日数	
年度期別(事業年度始期)	税目等	金額(円)	税利割還付金(円)	差引金額(円)	発生事由	金額(円)	金額(円)	
申告区分	徴収番号(登録番号)							
計								
還付加算金								
合 計 (ア)								
上記のうち充当(未納徴収金に充当)科目及び金額								
年度	期別(事業年度始期)	申告区分	徴収番号(登録番号)	税目	本・延・加別	金額(円)	充当先事務所	充当年月日
計 (イ)								
差引還付額 (ア) - (イ)								

備考 連結法人の法人税割にあっては、「事業年度始期」とあるのは、「連結事業年度始期」とする。

備考 連結法人の法人税割にあっては、「事業年度始期」とあるのは、「連結事業年度始期」とする。

第5号様式(その4) (第3条関係)

(納付(入)書の表面)

⑧ 国税 受付票		⑨ 国税 領収済通知書		⑩ 国税 納付(入)書後領収証書	
口座番号	加入金	口座番号	加入者	納税者の住所及び氏名又は名称	
年度 税目		ID	税目	徴収番号	年度 期別 申告区分
徴収番号	申告区分	申告決済日	事	納税者番号	C.D
所管事務所		納税者の住所及び氏名又は名称			
年度 税目	申告区分	年度 税目	徴収番号	申告区分	期別
徴収番号	申告区分	納税者番号	所管事務所	申告区分	期別
所管事務所		税額	円	延滞金額	円
延滞金額	円	延滞金額	円	過少申告加算金額	円
過少申告加算金額	円	過少申告加算金額	円	不申告加算金額	円
不申告加算金額	円	不申告加算金額	円	重加算金額	円
重加算金額	円	重加算金額	円	計	円
計	円	計	円	計	円
日	口数	口数	領収日付印	領収日付印	
計	金額	金額	円	円	
受付局・金融機関保存		受付局・金融機関→取りまとめ店→加入者			

この用紙は、直接機械に読ませますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

・税目が法人二税・特別税と表示されている場合は原額には、地方法人特別税を含みます。
 ・延滞金額は、延滞金計算基準日に完納されたものとして、その日までの延滞日数で計算していただきます。
 ・裏面の注意書もよくお読みください。

左記の金額を領収しました。
 領収日付印

納期限 年月日
 延滞金計算基準日 年月日
 納付(入)場所 裏面一覽表のとおり

◎この領収証書は、重要な証拠となりますから大切に保存してください。

(納付(入)書の裏面)

略

第5号様式(その4) (第3条関係)

(納付(入)書の表面)

⑧ 国税 受付票		⑨ 国税 領収済通知書		⑩ 国税 納付(入)書後領収証書	
口座番号	加入者	口座番号	加入者	納税者の住所及び氏名又は名称	
年度 税目		ID	税目	徴収番号	年度 期別 申告区分
徴収番号	申告区分	申告決済日	事	納税者番号	C.D
所管事務所		納税者の住所及び氏名又は名称			
年度 税目	申告区分	年度 税目	徴収番号	申告区分	期別
徴収番号	申告区分	納税者番号	所管事務所	申告区分	期別
所管事務所		税額	円	延滞金額	円
延滞金額	円	延滞金額	円	過少申告加算金額	円
過少申告加算金額	円	過少申告加算金額	円	不申告加算金額	円
不申告加算金額	円	不申告加算金額	円	重加算金額	円
重加算金額	円	重加算金額	円	計	円
計	円	計	円	計	円
日	口数	口数	領収日付印	領収日付印	
計	金額	金額	円	円	
受付局・金融機関保存		受付局・金融機関→取りまとめ店→加入者			

この用紙は、直接機械に読ませますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

・延滞金額は、延滞金計算基準日に完納されたものとして、その日までの延滞日数で計算していただきます。
 ・裏面の注意書もよくお読みください。

左記の金額を領収しました。
 領収日付印

納期限 年月日
 延滞金計算基準日 年月日
 納付(入)場所 裏面一覽表のとおり

◎この領収証書は、重要な証拠となりますから大切に保存してください。

(納付(入)書の裏面)

略

第38号様式 (その1) (第8条関係)

(県税更正 (決定) 通知書の表面)

法人県民税・事業税・地方法人特別税 更正 通知書
決定

年 月 日

納税者の所在地及び名称 様

香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長

次のとおり更正・決定したので通知します。

事業年度		から まで		徴 収 番 号		
事業年度		事業税・地方法人特別税		民 税		
事業税	所 区 分	課税標準	税率	税額	法 課税標準	円
	得 年 額 1 万円以下の金 ①	円		円	税率	
	割 年 額 1 万円を超え年 10 万円以下の金 ②	円		円	法人税割額 ⑭	円
	割 年 額 10 万円を超え年 30 万円以下の金 ③	円		円	外国の法人税等の額の控除額 ⑮	円
	割 小計 ①+②+③ ④	円		円	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑯	円
	割 軽減税率不適用法人の金額 ⑤	円		円	利子割額の控除額 ⑰	円
	割 付加価値割額 ⑥	円		円	差引法人税割額 ⑱	円
	割 資本割額 ⑦	円		円	既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑲	円
	割 収入割額 ⑧	円		円	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑳	円
	割 計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧又は⑤+⑥+⑦+⑧ ⑨	円		円	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㉑	円
	割 仮装経理に基づく事業税の控除額 ⑩	円		円	差引 ㉒-㉓-㉔+㉕ ㉖	円
	割 課税免除の金額 ⑪	円		円	均等割額算定月数及び均等割額 ㉗	月 円
	割 差引 ⑨-⑩-⑪ ⑫	円		円	減免の金額 ㉘	円
	割 区 分	課税標準	税率	税額	既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額 ㉙	円
	地方法人特別税	得 所得割に係る地方法人特別税額 ⑬	円		円	既に納付の確定した当期分の均等割額 ㉚
割 収入割に係る地方法人特別税額 ⑭		円		円	差引 ㉛-㉜-㉝ ㉞	円
割 計 ⑬+⑭ ⑮		円		円	差引増減額 ㉞+㉟ ㊱	円
割 仮装経理に基づく地方法人特別税の控除額 ⑯		円		円	利子割額 ㊲	円
割 差引 ⑮-⑯ ⑰		円		円	控除した金額 ㊳	円
割 区 分		不足・増加割額	率	加 算 額	控除しきれなかった金額 ㊴	円
加 (加重対象) 過少申告加算金 ⑱		円		円	既に還付を請求した利子割額 ㊵	円
加 不申告加算金 ⑲		円		円	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㊶-㊷	円
加 重加算金 ⑳		円		円	利子割還付額 ㊸-㊹	円
加 加算金計 ㉑+㉒+㉓ ㉔		円		円	更正・決定の理由	
指 定 納 期 限		年 月 日				
指 定 納 期 限 までの延滞金額		事業税及び地方法人特別税	円			
納 付 場 所		県 民 税	円			
		裏面一覧表のとおり				

注意

- 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。なお、延滞金の計算方法は、納付書の裏面に記載してあります。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分がなかったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分がなかったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分がなかったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

第38号様式 (その1) (第8条関係)

(県税更正 (決定) 通知書の表面)

法人県民税・事業税 更正 通知書
決定

年 月 日

納税者の所在地及び名称 様

香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長

次のとおり更正・決定したので通知します。

事業年度		から まで		徴 収 番 号		
事業年度		事業税		民 税		
事業税	所 区 分	課税標準	税率	税額	法 課税標準	円
	得 年 額 1 万円以下の金 ①	円		円	税率	
	割 年 額 1 万円を超え年 10 万円以下の金額 ②	円		円	法人税割額 ⑮	円
	割 年 額 10 万円を超え年 30 万円以下の金額 ③	円		円	多国の法人税等の額の控除額 ⑯	円
	割 小計 ①+②+③ ④	円		円	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑰	円
	割 軽減税率不適用法人の金額 ⑤	円		円	利子割額の控除額 ⑱	円
	割 付加価値割額 ⑥	円		円	差引法人税割額 ㉑	円
	割 資本割額 ⑦	円		円	既に納付の確定した当期分の法人税割額 ㉒	円
	割 収入割額 ⑧	円		円	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ㉓	円
	割 計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧又は⑤+⑥+⑦+⑧ ⑨	円		円	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㉔	円
	割 仮装経理に基づく事業税の控除額 ⑩	円		円	差引 ㉕-㉖-㉗+㉘ ㉙	円
	割 課税免除の金額 ⑪	円		円	均等割額算定月数及び均等割額 ㉚	月 円
	割 差引 ⑨-⑩-⑪ ⑫	円		円	減免の金額 ㉛	円
	割 区 分	不足・増加割額	率	加 算 額	既に納付の確定した当期分の均等割額 ㉜	円
	地方法人特別税	得 所得割額 ⑬	円		円	差引増減額 ㉜+㉝ ㉞
割 収入割額 ⑭		円		円	利子割額 ㉟	円
割 計 ⑬+⑭ ⑮		円		円	控除した金額 ㊱	円
割 仮装経理に基づく地方法人特別税の控除額 ⑯		円		円	控除しきれなかった金額 ㊲	円
割 差引 ⑮-⑯ ⑰		円		円	既に還付を請求した利子割額 ㊳	円
割 区 分		不足・増加割額	率	加 算 額	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㊴-㊵	円
加 (加重対象) 過少申告加算金 ⑱		円		円	利子割還付額 ㊶-㊷	円
加 不申告加算金 ⑲		円		円	更正・決定の理由	
加 重加算金 ⑳		円		円		
加 加算金計 ㉑+㉒+㉓ ㉔		円		円		
指 定 納 期 限		年 月 日				
指 定 納 期 限 までの延滞金額		事業税	円			
納 付 場 所		県 民 税	円			
		裏面一覧表のとおり				

注意

- 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。なお、延滞金の計算方法は、納付書の裏面に記載してあります。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分がなかったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。この処分がなかったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

(県税更正(決定) 通知書の裏面)

納 付 場 所

備考 連結法人の法人税割にあっては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」とする。

(県税更正(決定) 通知書の裏面)

納 付 場 所

備考 連結法人の法人税割にあっては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。